

税源移譲時の年度間の所得変動による市県民税の調整措置

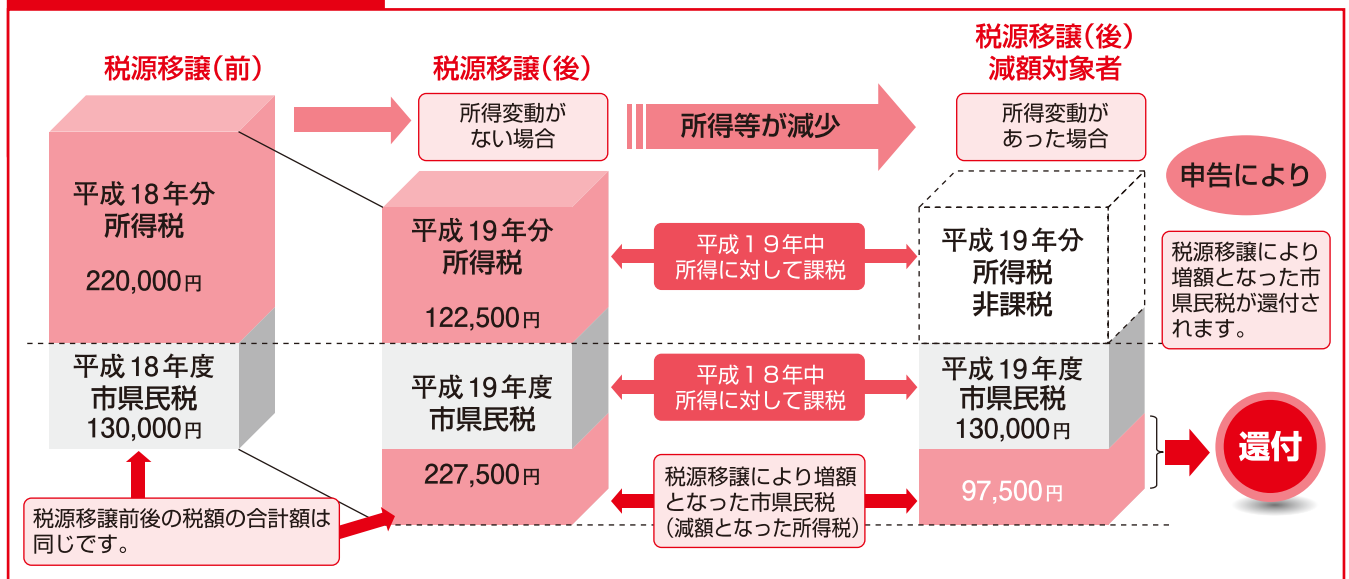


**対象者は
申告が
必要です**

平成19年から地方自治体が身近でよりよい行政サービスを行えるよう国の所得税を減らし、地方の住民税(市県民税)を増やす税源移譲がはじまりました。
 税源の移し替えですので「所得税+住民税(市県民税)」の税負担は基本的には変わりませんが、税源移譲時の所得変動により、個々の納税者の負担が変わらないよう次のように、平成19年度分の市県民税について、申告による調整措置を講じます。

平成18年に所得税が課税されていた人が退職などにより平成19年中の所得が大きくなり下がり、所得税が課税されなかった場合、税源移譲により平成19年度の市県民税(平成18年中の所得に対して課税)が増額となった分を所得税で減額できなくなります。

所得変動による調整措置の例 <夫婦 給与収入500万円の場合> (一定の社会保険料を控除されるものとして計算しています。)



このような人に対しては調整措置として、申告によりすでに納付済の平成19年度の市県民税額から、税源移譲により増額となった市県民税相当額を減額(還付)します。

対象者 次の条件1、条件2を同時に満たす場合、申告により減額されます。

条件1	平成19年度市県民税の課税所得金額(注1) (申告分離課税分を除く)	>	平成19年度の所得税と市県民税の 人的控除額の差(注2)の合計
条件2	平成20年度市県民税の課税所得金額(注1) (申告分離課税分を含む)	≤	平成20年度の所得税と市県民税の 人的控除額の差(注2)の合計

(注1) 課税所得金額 = 所得金額 - 所得控除合計額 (注2) 所得税と市県民税の人的控除額の差: 次ページ参考
 ※寄附金控除などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった場合や平成19年中に死亡した人は、この市県民税の減額(還付)の対象とはなりません。

申告期限 対象者は、**平成20年7月1日から31日までに、平成19年1月1日現在居住の市町村へ申告する必要があります。**

減額となる市県民税額の計算

$$\left(\begin{array}{l} \text{平成19年度} \\ \text{市県民税} \\ \text{課税所得金額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{平成19年度} \\ \text{所得割の税率} \\ \text{(一律10\%)} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{平成19年度} \\ \text{市県民税} \\ \text{調整控除額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{平成19年度} \\ \text{市県民税} \\ \text{課税所得金額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{平成18年度} \\ \text{所得割の税率} \\ \text{(5\%・10\%・13\%)} \end{array} \right)$$